

島根県国民健康保険運営方針の概要について

1. 運営方針の概要

(1) 根拠法

- ① 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条
- ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第82条の2（平成30年4月1日施行）

(2) 背景及び趣旨

- ① 国民皆保険制度の最後の砦である国保を持続可能な制度として維持するため、国の財政支援の拡充と、平成30年度から県が国保の財政運営において中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされた。
- ② 県と市町村等が一体となって、事務の広域化や効率化、医療費適正化の取組を推進するため、「島根県国民健康保険運営方針」を策定する。

(3) 対象期間等

平成30年度から平成35年度まで（6年間）、3年ごとに見直し

(4) 関連計画

医療費適正化計画、保健医療計画、健康増進計画、介護保険事業支援計画など

2. 主な記載項目

(1) 国保の医療に要する費用及び財政の見通し

収支均衡が原則。県が必要以上に黒字を確保することのないようバランスよく財政運営。

(2) 納付金及び標準的な保険料（税）率の算定方法

医療費水準や保険料水準の市町村格差が大きいまま、直ちに保険料率を統一することは困難。当面は各市町村の医療費水準を反映した保険料率とし、将来的には一本化を目指す。

納付金制度の導入により、一部の市町村の保険料が大幅に高くなった場合、激変緩和措置を講じる。

(3) 保険料（税）の徴収の適切な実施

国保連を中心に実施している収納担当職員に対する研修会やアドバイザーの派遣事業を継続。

(4) 保険給付の適切な実施

県内各市町村で法令に基づく統一的なルールに従って確実に実施されるよう改めて徹底。

(5) 医療費の適正化の取組

データヘルスに基づく保健事業の実施や各市町村の特徴の見える化、重症化の予防など、地域差縮減に資すると考えられる取組を推進。

(6) 事務の広域的及び効率的な運営の推進

統一できる事務等については可能な限り統一。

(7) 保健医療サービス等に関する施策との連携

県の各種計画との整合性を確保。

3. 計画の推進体制

- ① 運営方針の見直しや市町村納付金の決定など、国保運営上の重要事項は「島根県国民健康保険運営協議会」で審議のうえ決定。
- ② 県、市町村、国民健康保険団体連合会で構成する「島根県市町村国保広域化等連会議」を定期的に開催し、取り組みの評価や関係者間相互の連絡調整を図る。

4. 策定スケジュール

